

さくら通信1月号

2007年1月 No. 25



新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。旧年中はいろいろとご厚情をいただき、ありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、17年1月に顧客の皆様への情報発信の手段として発刊したさくら通信は本号で25号となりました。内容の未熟さにも係わらず多くの皆様に多大なご支持を得ておりますことを心より感謝しております。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。
(竹内)

新春あけましておめでとうございます



社会保険。労働保険。雇用保険。年金。

どの世界も、不安定に揺れています。今日知った事が、又変更している事があります。今年こそ、いち早くキャッチして、皆様のお役に立ちたいと思っています。



トラブルが起きた時は、「試されている時」
すべてのトラブルには意味があり、それに気づいた時が、「成長の時」



職員一同、皆様の御発展を祈り全力投球の日々でありたいと念願しております。本年もよろしくお願い申し上げます。

(木村 喜)

お知らせ

- 平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が改正されることとなりました。給与計算の際は、ご注意ください。
- 源泉徴収をした所得税の納期限が、平成19年1月10日（納期限の特例の届出書を提出し、一定の要件を満たす場合については、1月20日）となっていますので、納付お忘れなくお願いします。
- 役員報酬・役員賞与に関する損金算入制度が大幅に改正されています。決算期中で変更されるご予定がある場合は、当事務所までご相談下さい。
- 国税庁において現在、電子政府実現の一環として、書面を用いて行われる申告、納税及び申請・届出等について、納税者利便の向上を図る観点から、インターネット等を利用した手続（e-Tax）を勧めているとの事です。当事務所からもお客様へご依頼する事があると思いますが、ご協力よろしくお願い致します。

裏面も御覧下さい



自由民主党は、平成18年12月14日付けで、「平成19年度税制改正大綱」を取りまとめ、公表いたしました。今後、国会審議を経て正式に法制化されることが見込まれますが、特に重要な改正項目をまとめてみました。

<減価償却関係>

- ・現行95%の償却可能限度額を撤廃する。
- ・新規取得資産は法定耐用年数内で100%償却を可能にする。



<法人税関係>

- ・資本金が1億円以下の中小特定同族会社については、留保金課税を不適用とする。
 - ・特殊支配同族会社について現行800万円の適用除外基準である基準所得金額を1,600万円に引き上げる。
 - ・事前確定届出給与の届出期限を株主総会等の日から1月を経過する日（会計期間開始後4月まで）とする。
- また、同族会社以外の法人の非常勤役員分の届出については不要とする。



<所得税関係>

- ・住宅ローン減税において、控除率を引き下げ、控除期間を延長した特例を創設する。
- ・住宅のバリアフリー改修工事を行うために借り入れた住宅ローンについて、残高の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除する制度を創設する。
- ・上場株式等の配当及び譲渡益に係る10%の軽減税率は、その適用期限を1年延長して、廃止する。
- ・相続等により取得した居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例を廃止する。



<資産税関係>

- ・非上場株式にかかる相続時精算課税制度において、贈与者年齢要件を一般の場合の65歳から60歳に引き下げ、非課税枠についても2,500万円から3,000万円に拡大する。

(大寺)



当事務所では、1月4日より通常通りの営業とさせていただきます。

年末年始休暇中は、何かとご不便をおかけするかと存じますが、ご容赦の程よろしくお願い致します。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

表面も御覧下さい